**支給決定期間が異なるサービスを併給する際のサービスの支給決定と**

平成２７年9月17日

江戸川区

計画相談支援事業所

連絡会

資料6

**相談支援のスケジュールについて**

計画相談支援給付費等の支給期間の終期日は、計画相談支援対象者又は障害児相談支援対象者（以下「計画相談支援対象者等」という。）が利用する障害福祉サービス等の支給決定の有効期間のうち最短の有効期間の終期日を基本とする。

（これまで「最長の有効期間」としていたが、江戸川区では「最短の有効期間」で取り扱うこととする。）

　具体的には、以下の場合が想定される。

　○支給期間上限の異なるサービスを併給する場合

　　　例……生活介護(3年)と身体介護(1年)の併給

　○標準利用期間が設定されるサービスとそれ以外のサービスを併給する場合

　　　例……就労移行支援(標準利用期間1年)と家事援助(1年)

　　　※標準利用期間が設定されるサービス

　　　　　自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、宿泊型自立訓練

　上記の場合について、支給決定の開始月のずれに応じて以下の通り取り扱う。

【例】家事援助と就労移行支援（３ヵ月と１日以内のずれの場合）

　　　　⇒計画相談支援の終期日は、家事援助の終期日と合わせて設定する。

・家事援助

①27.4.１～

②28.4. 1～

③29.4.1～

・就労移行支援

【1】27.7.１～

【3】29.7.１～

【2】28.7.１～

・計画相談支援（モニタリング頻度＝6か月ごと）

～30.3.31

～29.3.31

～28.3.31

案

モ

モ

案

モ

案

案

案

　　　　　　　 9月 9月 9月

上図のように支給決定の開始月が異なる場合、最初の各支給決定（①と【１】）ではそれぞれに計画案を提出。

更新時（②と【2】、③と【3】）では、サービスの支給決定期間のずれが３か月と１日以内にあれば、一枚の申請書で更新できるものとして取り扱う。計画相談の支給期間に関しては、最短のサービス支給決定有効期間（家事援助）に合わせた終期日とする。

モニタリングの期間に関しては、計画相談支援の支給期間の終期月から逆算して6か月目に行う。

【例】家事援助と就労移行支援（３ヵ月と２日以上のずれの場合）

　　　　⇒計画相談の終期日は、各計画案作成時に有効期間の短いサービスの終期日に合わせて設定する。

・家事援助

①27.4.１～

②28.4. 1～

③29.4.1～

・就労移行支援

【3】29.8.１～

【2】28.8.１～

【1】27.8.１～から～

・計画相談支援

～30.3.31

～29.3.31

～28.3.31

～29.7.30

～28.7.30

案

案

案

案

案

案

案

上図のように３ヵ月と２日以上支給決定期間のずれた場合、最初の各支給決定（①と【１】）ではそれぞれ計画案を提出。計画相談の支給期間に関しては、計画案の作成時に最短のサービス支給決定有効期間に合わせた終期日とする。

モニタリングの期間については、利用者に応じて相談支援専門員と各担当係で設定することとする。